

司法についての意識調査

【調査企画】 東京大学社会科学研究所
「超高齢社会における紛争経験と司法政策」プロジェクト
【調査実施】 一般社団法人 中央調査社

⑦=2

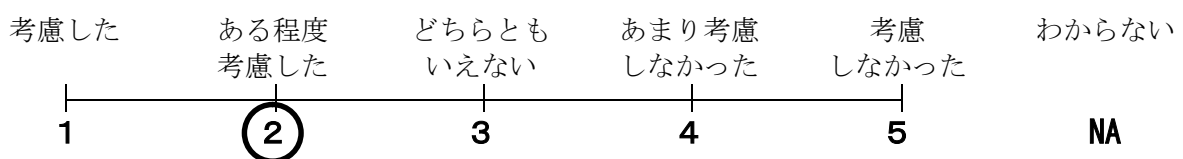
ご記入にあたってのお願い

このたびは「超高齢社会における紛争経験と司法政策」プロジェクト・訴訟利用調査班（研究代表者・東京大学教授佐藤岩夫／訴訟利用調査班代表・東京大学教授太田勝造）のアンケート調査にご協力くださり、ありがとうございます。

- ・私たちは、日本の民事裁判制度の改善のための研究をしている研究者グループです。このアンケート調査では裁判利用者の皆さまのご経験とご意見をおうかがいしております。調査の趣旨をご賢察の上、ぜひともご協力いただければ幸いです。
- ・あなたが裁判を経験して、どのようにお感じになり、どのようなことをお考えになったかをお聞きするものですので、正解といったものはございません。裁判についてのお気持ちを率直にお答えください。また、同封の「書類送付のご案内と回答の手引き」をご覧ください。ご回答いただければ幸いです。
- ・このアンケート調査の結果は、数値化して統計的に分析いたします。したがって、研究成果からあなたのお名前やご回答内容が特定されることは絶対にありません。また、相手方や裁判所、この裁判に関与した弁護士にあなたのお名前やご回答内容が伝わることは絶対にありませんし、そもそもあなたが回答されたかどうか自体が伝わることもございません。
- ・このアンケート用紙への回答は、封筒のあて名のご本人様をお願いいたします。
- ・ご回答は、黒または青の筆記用具でお願いします。あてはまる数字や記号を○で囲んでいただく場合と、数字や文章を記入していただく場合があります。
- ・ご記入いただきましたアンケートは、2月23日（金）までに同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずにご投函くださいますよう、よろしく願い申し上げます。（また、インターネットでの回答も可能です。くわしくは「書類送付のご案内と回答の手引き」をご覧ください。）
- ・右上の整理番号は、①ご回答いただいた方に後日お礼の品をお送りするため、②アンケート用紙をご返送いただいていない方に、再度のお願いをさしあげるために使用します。切り取らないようお願いいたします。

【回答例】

問〇 あなたは〇〇についてどの程度考慮しましたか。あてはまる程度でお答えください。もっともあてはまるもの1つを選んでください。



最初に、このアンケートの対象となっている事件**以前**のご経験についてお聞きします。対象となっている事件については同封の「書類送付のご案内と回答の手引き」をご覧ください。

問1 (1) このアンケートの対象となっている事件の前にも、民事の裁判の経験はありましたか。もっともあてはまるもの1つを選んでください。経験した場合には、その回数を () の中にご記入ください。

- 1 なかった ⑪
 2 あった ⇒ () 回 ⑫⑬
 3 わからない

(2) このアンケートの対象となっている事件の前に、裁判所での調停の経験はありましたか。もっともあてはまるもの1つを選んでください。経験した場合には、その回数を () の中にご記入ください。

- 1 なかった ⑭
 2 あった ⇒ () 回 ⑮⑯
 3 わからない

(3) このアンケートの対象となっている事件の前に、他の事件で専門家に相談や依頼をした経験がありましたか。あてはまるものすべてに○を付けてください。

- 1 なかった
 2 弁護士に相談や依頼をしたことがあった
 3 司法書士に相談や依頼をしたことがあった ⑰
 4 その他の専門家に相談や依頼をしたことがあった
 (具体的に：)
 5 わからない

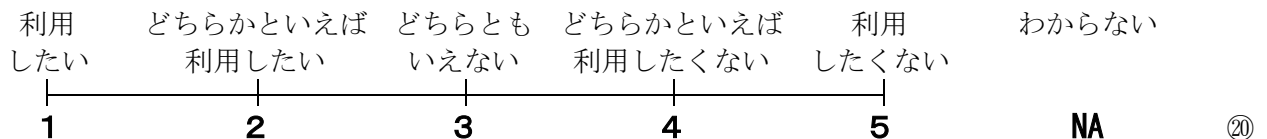
ここからは、このアンケートの対象となっている事件についてお聞きします。
 対象となっている事件については同封の「書類送付のご案内と回答の手引き」をご覧ください。

問2 今回の事件は、どんな問題をめぐる裁判でしたか。あてはまるものすべてに○を付けてください。

- | | | |
|---------------------|---------------------|---|
| 1 商品・サービスの購入や契約 | 10 家族や親戚づきあい | |
| 2 お金の貸し借り | 11 交通事故 | |
| 3 家や土地の購入・売却・改修 | 12 犯罪 | ⑮ |
| 4 家・マンション・土地などの貸し借り | 13 役所との間での問題 | ⑯ |
| 5 インターネットや携帯電話の利用 | 14 経営する会社や勤務する会社の事業 | |
| 6 職場や働き方 | 15 高齢社会に特有の問題* | |
| 7 病院や医療 | 16 その他：内容をご記入ください | |
| 8 学校や子ども・孫の教育 | (| |
| 9 近所づきあい |) | |

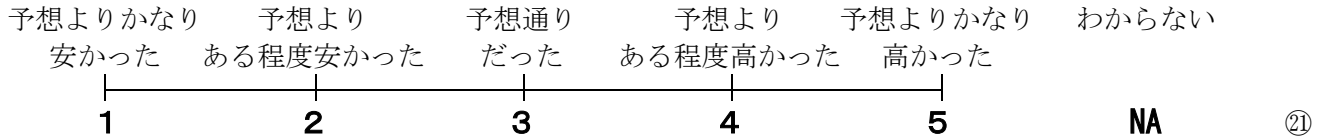
※高齢社会に特有の問題とは、高齢者（65歳以上の人）の介護・扶養、高齢者の財産管理、空き家となっている実家の管理、振り込め詐欺、高齢者への高額商品の訪問販売、高齢者への暴力や高齢者からの暴力などを指しています。

問3 この裁判全体をふりかえって、今回と同じような問題に将来巻き込まれたら、また裁判を利用したいと思いませんか。もっともあてはまるもの1つを選んでください。

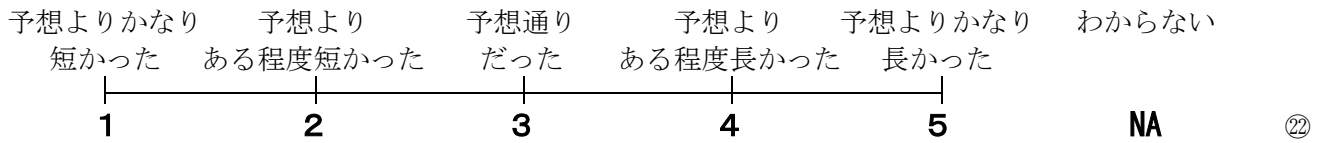


問4 この裁判を経験して、あなたの裁判に対するイメージは変わりましたか。以下の点についてあてはまる程度でお答えください。

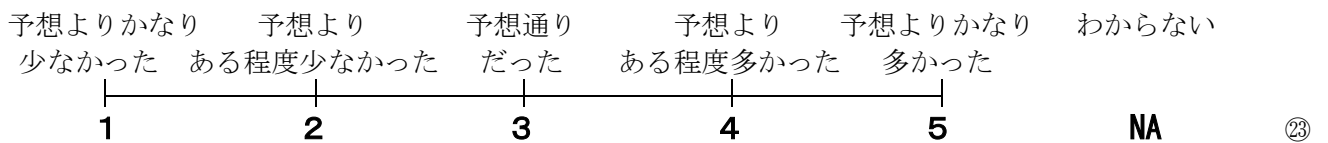
(1) かかったお金は、裁判前の予想より安かったですか、高かったですか。 **もっともあてはまるもの1つ**を選んでください。



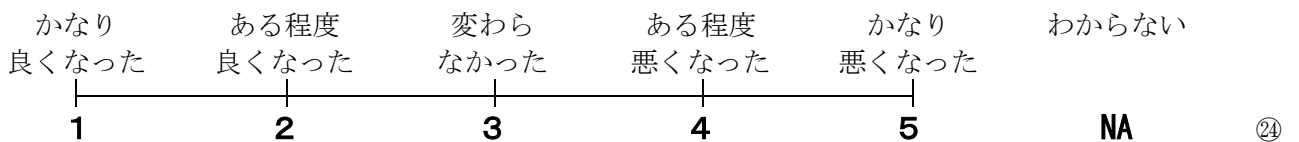
(2) かかった時間は、裁判前の予想より短かったですか、長かったですか。 **もっともあてはまるもの1つ**を選んでください。



(3) この裁判での精神的疲労（ストレス）は、裁判前の予想より少なかったですか、多かったですか。 **もっともあてはまるもの1つ**を選んでください。



(4) 裁判所のイメージは、裁判前と比べて良くなりましたか、悪くなりましたか。 **もっともあてはまるもの1つ**を選んでください。



問5 裁判となる前に、相手方と紛争解決のために、直接会って交渉（話し合い）をしましたか。あてはまるものすべてに○を付けてください。

- 1 自分の弁護士と一緒に相手方と交渉（話し合い）した
- 2 弁護士以外の人と一緒に相手方と交渉（話し合い）した
- 3 自分だけで交渉（話し合い）した
- 4 相手方とは交渉（話し合い）はしていない
- 5 覚えていない

②5

問6 裁判となる前に、弁護士に相談しましたか。もっともあてはまるもの1つを選んでください。

- 1 裁判を依頼した弁護士のみに相談した
- 2 裁判を依頼した弁護士以外の弁護士にも相談した
- 3 覚えていない

②6

問7 裁判となる前に、弁護士以外で事件について相談した人はいましたか。あてはまるものすべてに○を付けてください。

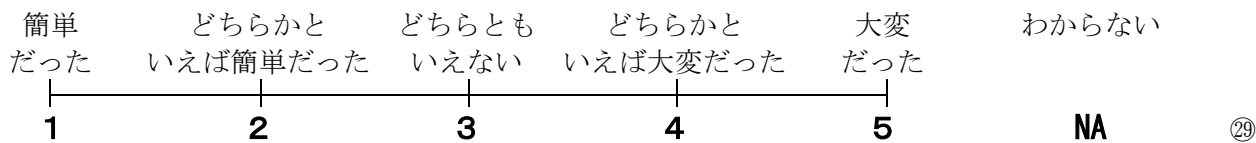
- 1 各種相談機関
(例：法テラス、交通事故紛争処理センター、国や市町村の法律相談など)
(具体的な機関の名称：)
- 2 警察・警察官
- 3 司法書士
- 4 税理士
- 5 公認会計士
- 6 保険会社
- 7 職場の同僚・上司など（労働組合を含む）
- 8 有力者（政治家や名望家など）
- 9 上記以外の家族・親戚
- 10 上記以外の友人・知人
- 11 その他（具体的に：)
- 12 相談した人はいない

②7

②8

ここからは、裁判を弁護士に依頼したときのことをうかがいます。

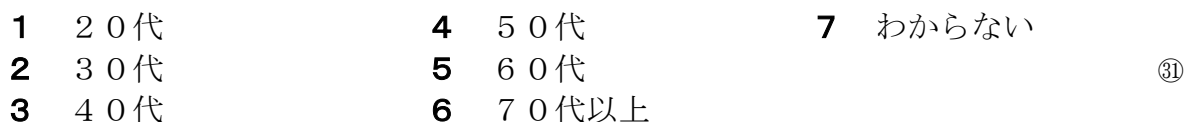
問 8 裁判を依頼した弁護士をさがすのは簡単でしたか、大変でしたか。あてはまる程度でお答えください。なお、複数の弁護士に依頼した場合は、主な弁護士についてお答えください。もっともあてはまるもの1つを選んでください。



問 9 (1) 裁判を主として担当してくれた弁護士は男性でしたか、女性でしたか。なお、複数の弁護士に依頼した場合は、主な弁護士一人を選んでお答えください。



(2) その弁護士の年齢はいくつぐらいでしたか。もっともあてはまるもの1つを選んでください。

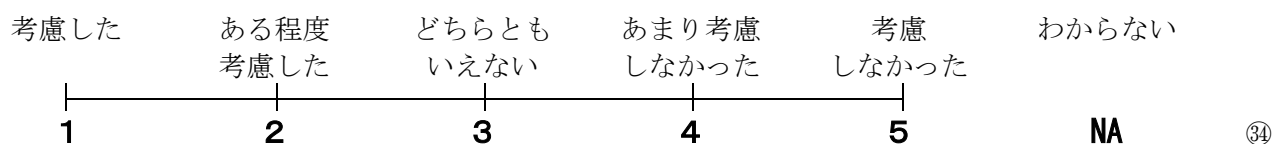


問 10 地方裁判所での裁判を依頼した弁護士は、どのように見つけましたか。決め手となったもの1つにしばってお答えください。

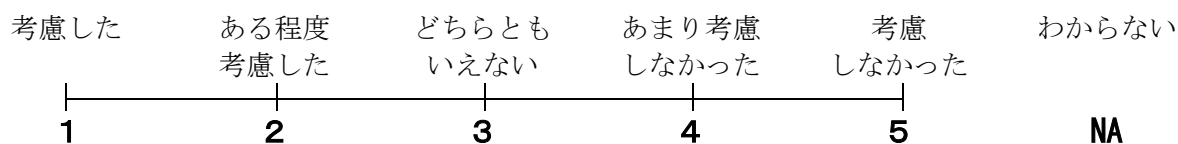
- | | |
|-----------------|---|
| 1 以前からの知り合い | 9 電話帳（タウンページ） |
| 2 家族・親戚にいた | 10 広告を見て |
| 3 家族・親戚のつて | 11 インターネットで検索 |
| 4 友人のつて | 12 著書を見て |
| 5 職場のつて | 13 新聞記事やテレビで目にした弁護士 |
| 6 他の弁護士の紹介 | 14 その他：内容をご記入ください
(例：法テラスから、保険会社の紹介) |
| 7 弁護士会の法律相談から | () |
| 8 弁護士会以外の法律相談から | |
- ㉓
㉔

問 11 地方裁判所での裁判を依頼した弁護士を選んだ際に以下の事項についてどの程度考慮しましたか。あてはまる程度でお答えください。なお、複数の弁護士に依頼した場合は、主な弁護士についてお答えください。それぞれにつき、もっともあてはまるもの1つを選んでください。

(1) 弁護士の人柄

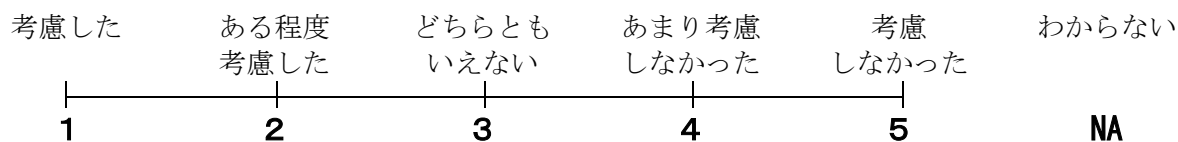


(2) 弁護士の能力



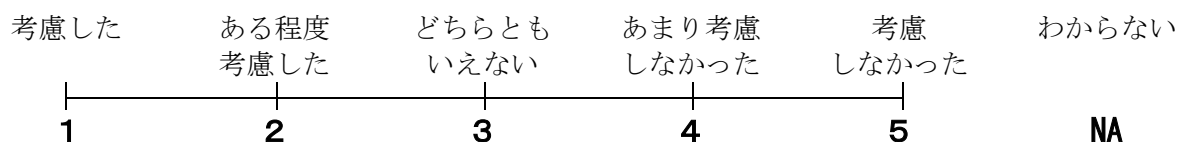
③5

(3) 弁護士の専門分野



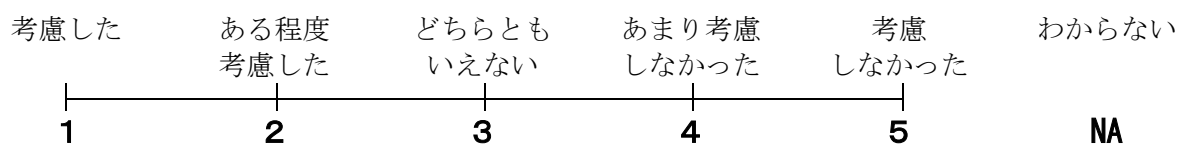
③6

(4) 弁護士の評判



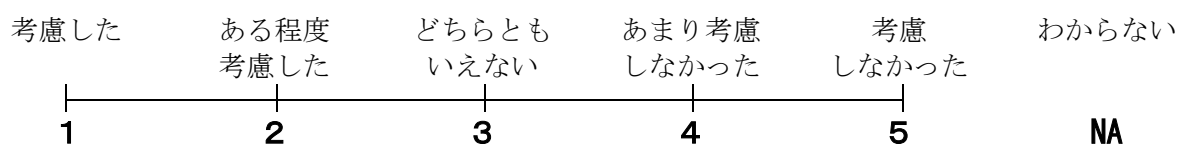
③7

(5) 弁護士費用



③8

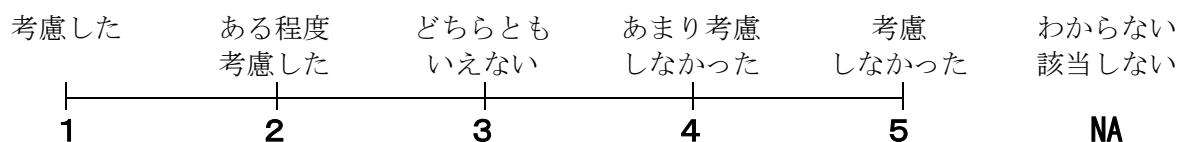
(6) 相談したときに親身になって話を聞いてくれたこと



③9

(7) 紹介してくれた人への義理

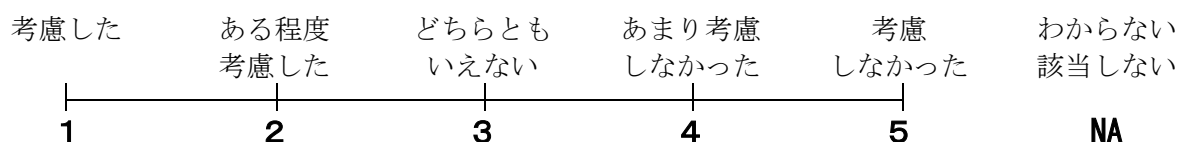
(紹介を受けていない場合は、NAに○を付けてください。)



④0

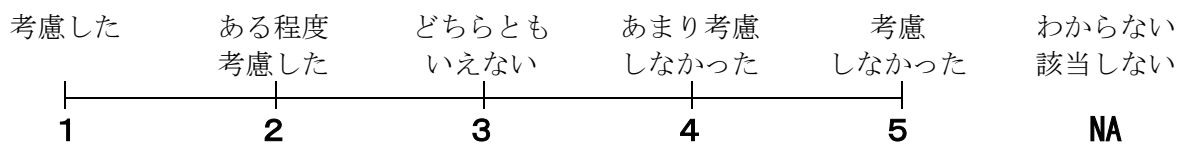
(8) 紹介してくれた人や機関が信頼できたこと

(紹介を受けていない場合は、NAに○を付けてください。)



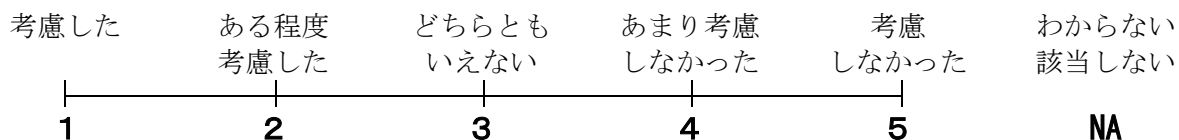
④1

(9) 以前からその弁護士を個人的に知っていたこと
(該当しない場合は、NA に○を付けてください。)



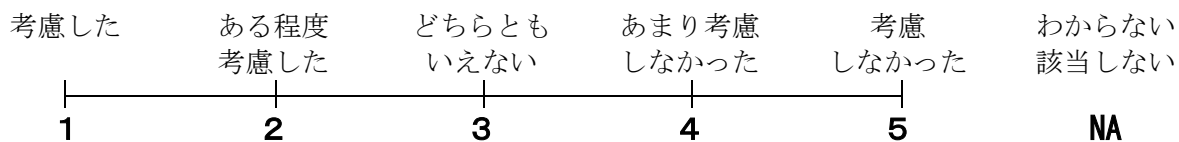
④②

(10) 勝てそうだと行ってくれたこと
(該当しない場合は、NA に○を付けてください。)



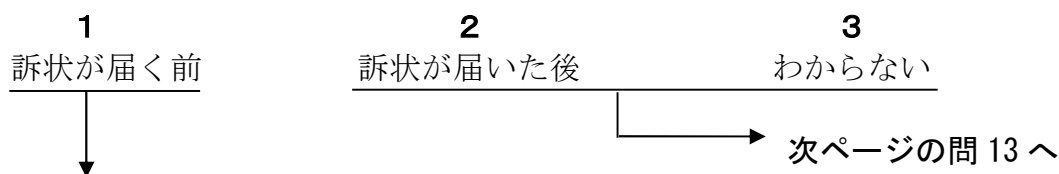
④③

(11) 他に選べる弁護士がいなかったこと
(該当しない場合は、NA に○を付けてください。)



④④

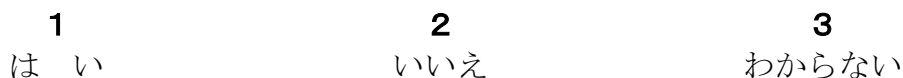
問 12(1) このアンケートの対象となっている事件について、地方裁判所での裁判を弁護士に依頼したのは、原告に訴えを提起されて訴状が届く前でしたか、後でしたか。もっともあてはまるもの1つを選んでください。



④⑤

【(1)で「1 訴状が届く前」と答えた方にうかがいます。】

(2) 裁判を依頼した弁護士に、原告に訴えを提起される前に相手方との交渉（話し合い）をしてもらいましたか。もっともあてはまるもの1つを選んでください。



④⑥

ここからは、裁判を行うことになるまでの期間や裁判を行うことになったときのお考えをうかがいます。

【すべての方にうかがいます。】

問 13(1) 裁判になるかもしれないと考えるようになってから、原告に訴えを提起されて実際に裁判になるまで、どのくらいの期間がたちましたか。もっともあてはまるもの1つを選んでください。

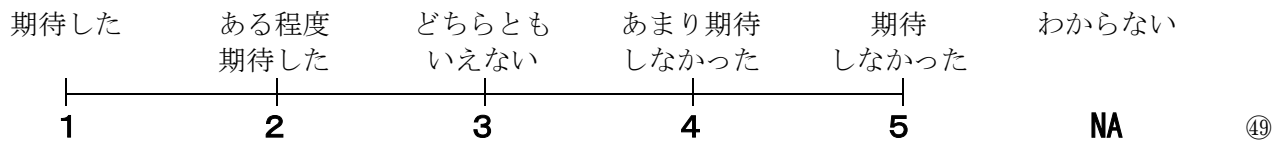
- | | | | | | |
|---|-----------|---|---------|---|-------|
| 1 | 3ヶ月未満 | 4 | 1年～2年未満 | 7 | 5年以上 |
| 2 | 3ヶ月～6ヶ月未満 | 5 | 2年～3年未満 | 8 | わからない |
| 3 | 6ヶ月～1年未満 | 6 | 3年～5年未満 | | |
- ④7

(2) 本件の争いが始まってから、裁判になるかもしれないと考えるようになるまで、どのくらいの期間がたちましたか。もっともあてはまるもの1つを選んでください。

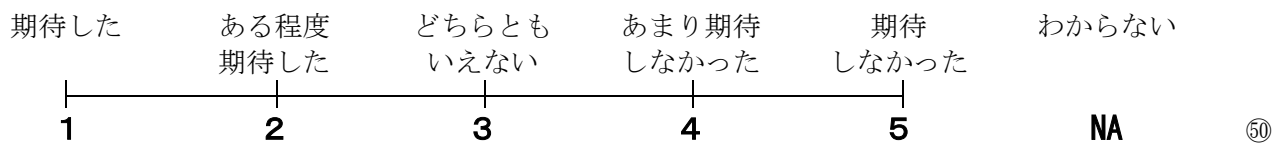
- | | | | | | |
|---|-----------|---|---------|---|-------|
| 1 | 3ヶ月未満 | 4 | 1年～2年未満 | 7 | 5年以上 |
| 2 | 3ヶ月～6ヶ月未満 | 5 | 2年～3年未満 | 8 | わからない |
| 3 | 6ヶ月～1年未満 | 6 | 3年～5年未満 | | |
- ④8

問 14 本件の訴えが原告によって提起され裁判を行うことになったとき、裁判に何を期待しましたか。以下の事項についてあてはまる程度でお答えください。それぞれにつき、もっともあてはまるもの1つを選んでください。

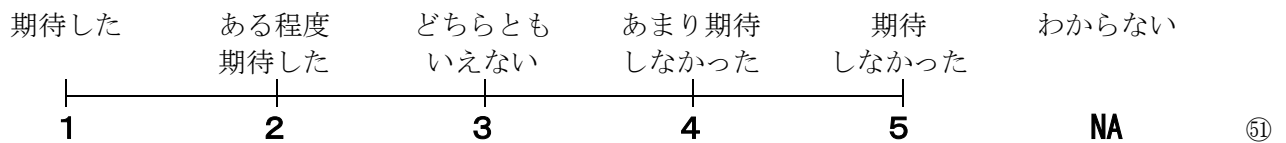
(1) 社会正義を実現すること



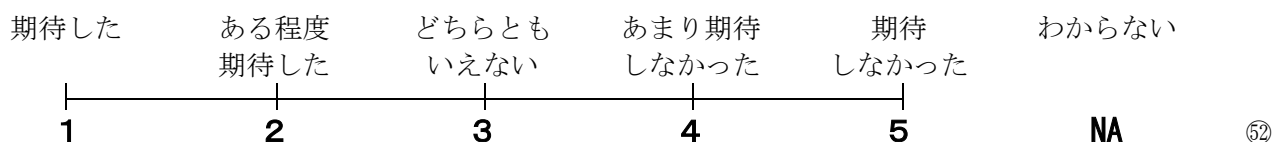
(2) 自分の権利を守ること



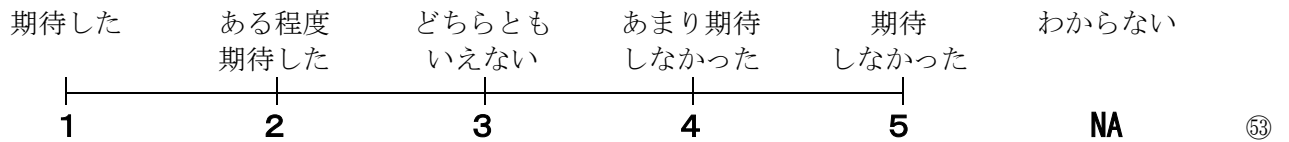
(3) 紛争を早く解決すること



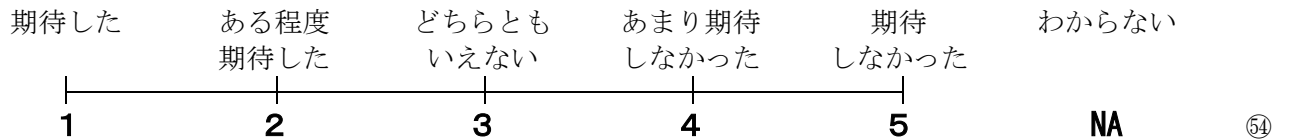
(4) 相手と話し合いの場をもつこと



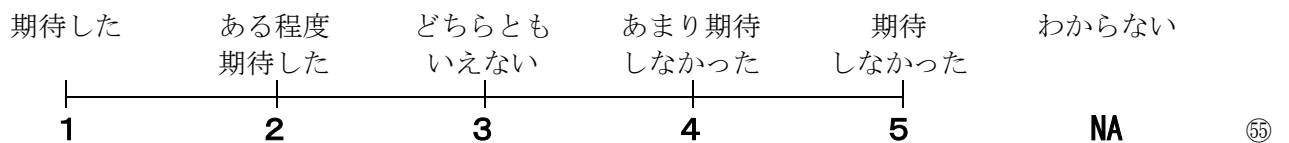
(5) 相手との関係を修復すること（仲直り）



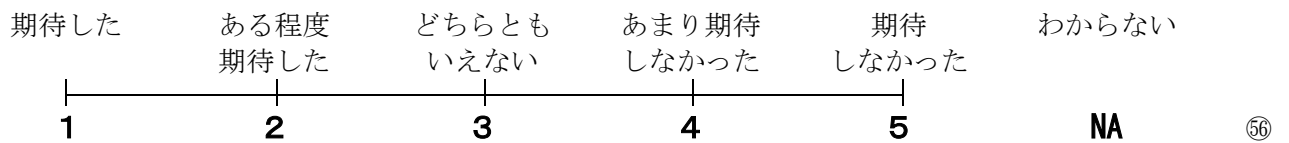
(6) （裁判によって）白黒をはっきりさせること



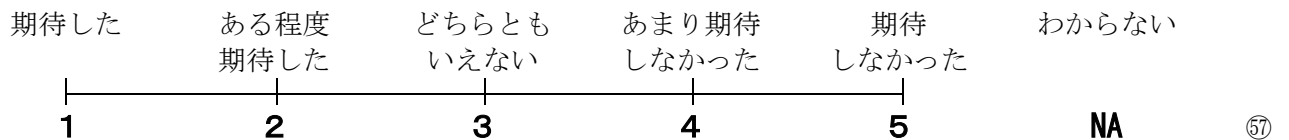
(7) 自分の利益を守ること



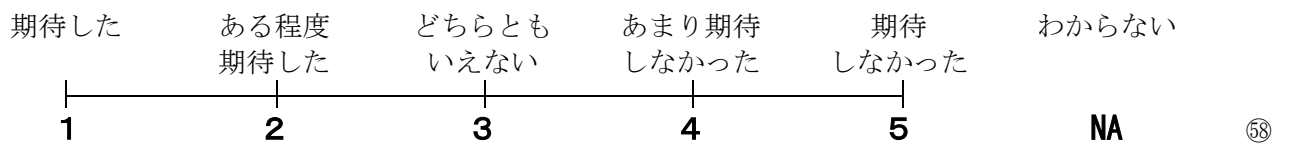
(8) 相手をこらしめること



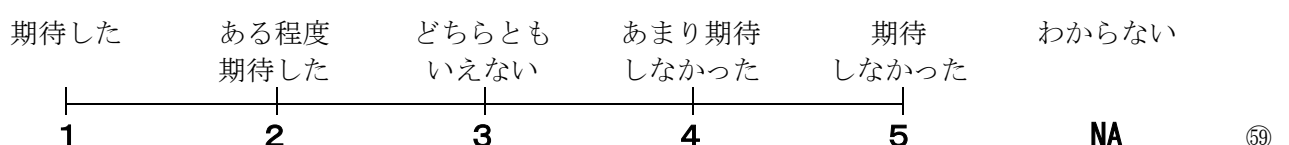
(9) 相手に非を認めさせること



(10) 裁判官に話を聞いてもらうこと

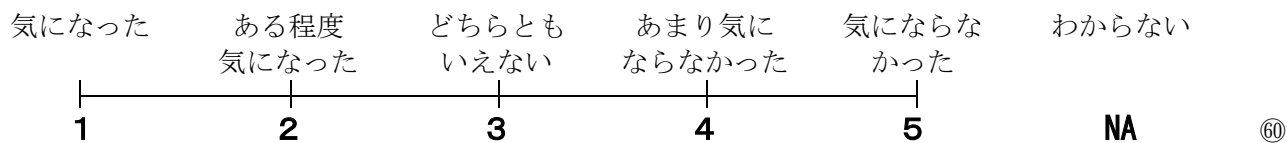


(11) 事実関係をはっきりさせること

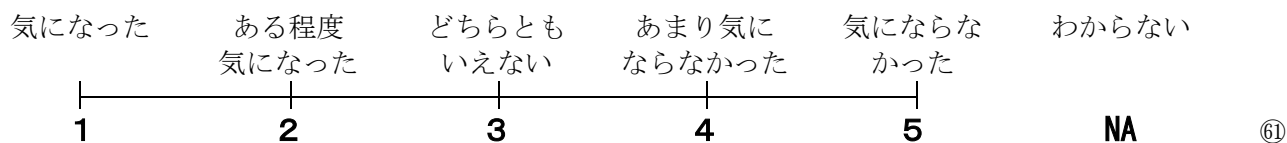


問 15 本件の訴えが原告によって提起され裁判を行うことになったとき、以下の事項はどの程度気になりましたか。あてはまる程度でお答えください。それぞれにつき、もっともあてはまるもの1つを選んでください。

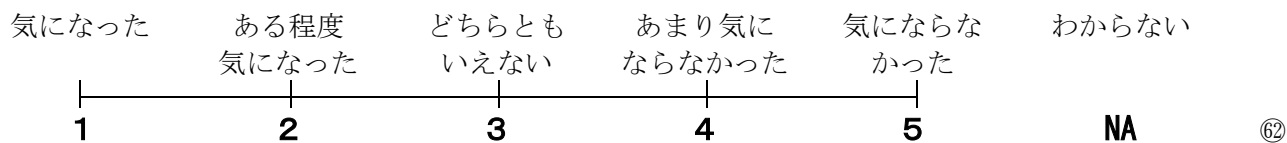
(1) 裁判にかかるお金



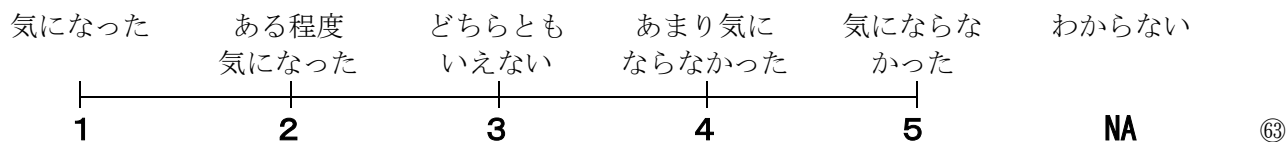
(2) 裁判にかかる時間



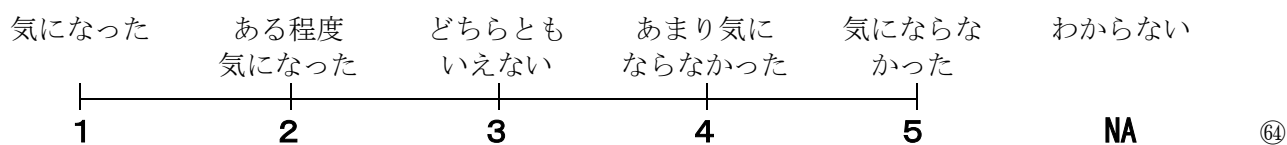
(3) 裁判に勝つ見込み



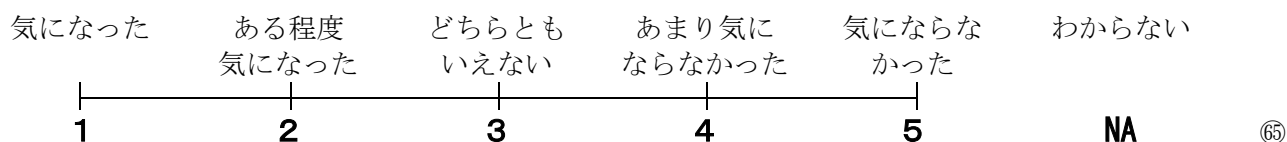
(4) 裁判に勝っても相手方がしたがわない可能性



(5) 家族や勤務先・近所の人への受けとめ方



(6) 裁判により、家族や勤務先・近所の人に迷惑がかかる可能性



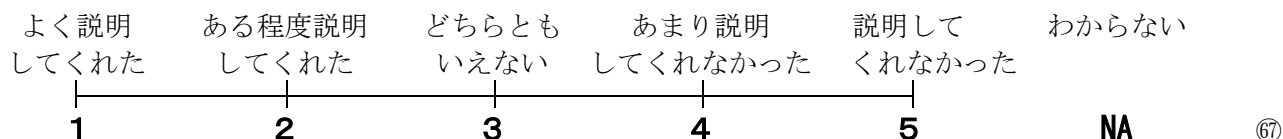
問 16 原告から訴状が送られてきたとき、どう対応しましたか。あてはまるものすべてに○を付けてください。

- 1 原告と直接話し合おうとした
- 2 弁護士に相談して原告と交渉してもらおうとした ⑥6
- 3 弁護士に相談してすぐにこちらも裁判所で争うことにした
- 4 その他（具体的に： _____)

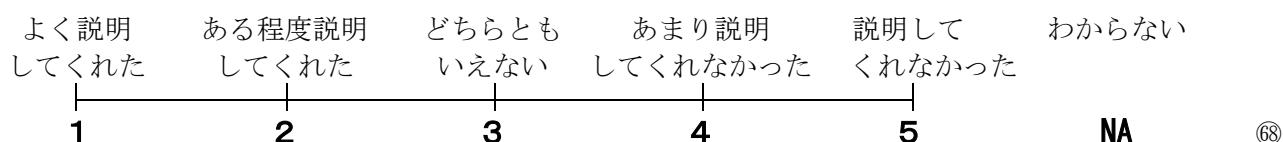
ここからは、地方裁判所での弁護士についてうかがいます。
 なお、複数の弁護士に依頼した場合は、主な弁護士についてお答えください。

問 17 あなたの弁護士は以下の事項についてどの程度説明してくれましたか。なお、複数の
 弁護士に依頼した場合は、主な弁護士についてお答えください。それぞれにつき、
 もっともあてはまるもの1つを選んでください。

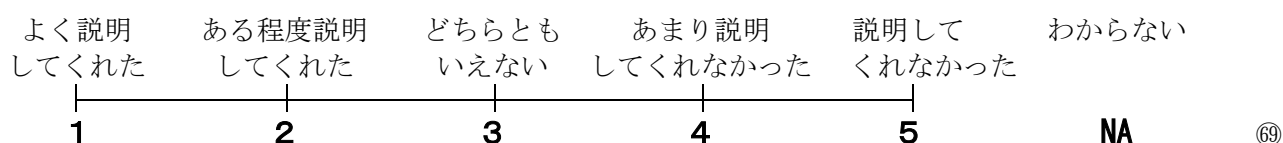
(1) 裁判の見通し



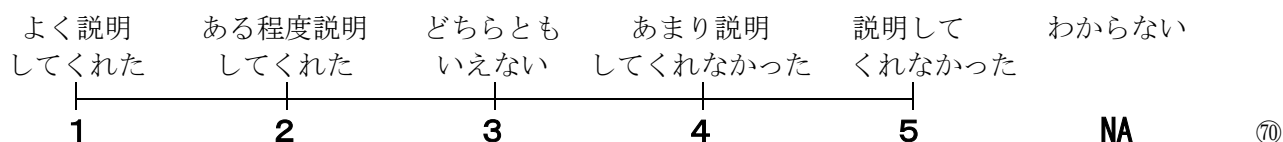
(2) 弁護士費用



(3) 訴訟救助制度（裁判所に納める申立手数料の支払いを猶予してもらう制度）

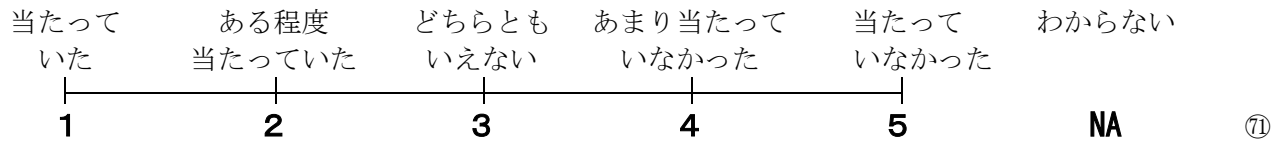


(4) 法律扶助制度（弁護士費用を立て替えてくれる制度）

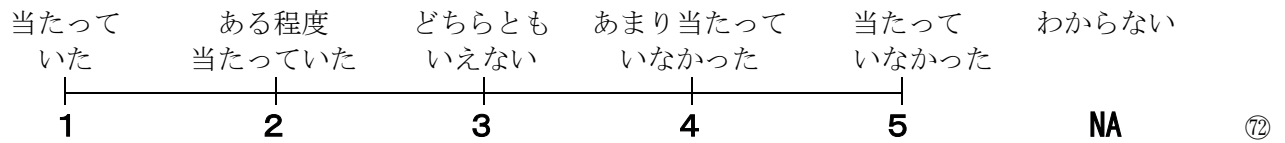


問 18 地方裁判所での裁判結果をふりかえてみて、弁護士の見通しはどの程度当たっていましたか。以下の事項についてあてはまる程度でお答えください。なお、複数の弁護士に依頼した場合は、主な弁護士についてお答えください。それぞれにつき、もっともあてはまるもの1つを選んでください。

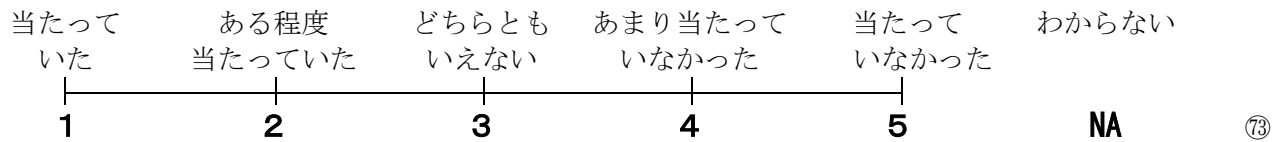
(1) 裁判にかかるお金の見通し



(2) 裁判にかかる時間の見込み



(3) 勝訴の見込み



問 19 裁判の間、実際に働いてくれた弁護士は何人いましたか。三人以上の場合は、人数も () の中にご記入ください。弁護士が途中で替わった場合は、のべ人数でお答えください。

- 1 一人 ⑦④
- 2 二人 ⑦⑤⑦⑥
- 3 三人以上 ⇒ () 人 ⑦⑤⑦⑥
- 4 わからない

問 20(1) あなたは地方裁判所の裁判の途中で、実際に働いてくれた弁護士を替えたいと思いましたか。

- 1 替えたいと思った ⑦⑦
- 2 替えたいと思わなかった

(2) 地方裁判所の裁判の途中で、実際に働いてくれた弁護士は替わりましたか。

- 1 替わった ⑦⑧
- 2 替わらなかった

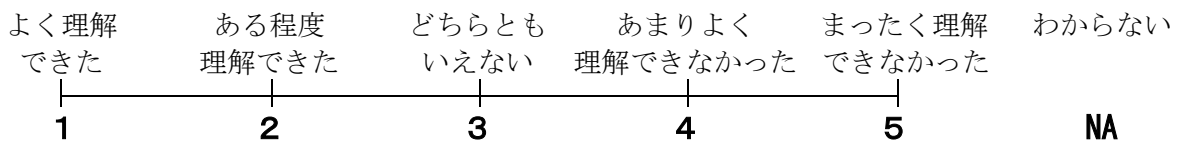
問 21 実際に働いてくれた弁護士が、原告によって提起されて裁判になった後、裁判の進み具合についてどの程度説明をしてくれたかについてうかがいます。なお、複数の弁護士に依頼した場合は、主な弁護士についてお答えください。

(1) 弁護士は、裁判の進み具合についてどの程度ひんばんに（直接会って、または電話やメールなどで）説明してくれましたか。もっともあてはまるもの1つを選んでください。

- 1 裁判が開かれるたびに説明してくれた
- 2 数回裁判が開かれるごとに説明してくれた
- 3 裁判が終わるまでほとんど説明してくれなかった
- 4 まったく説明してくれなかった
- 5 おぼえていない

⑦9

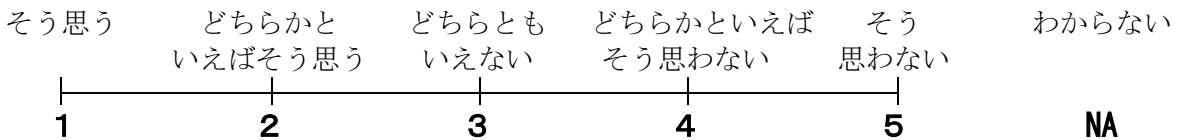
(2) 裁判の進み具合についての説明は、どの程度理解できましたか。



⑧0

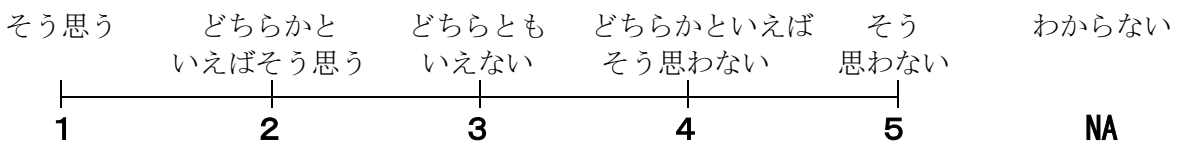
問 22 実際に働いてくれた弁護士についてのあなたの評価をお聞きします。あてはまる程度でお答えください。なお、複数の弁護士に依頼した場合は、主な弁護士についてお答えください。それぞれにつき、もっともあてはまるもの1つを選んでください。

(1) 事件の内容や背景についてよく理解していた



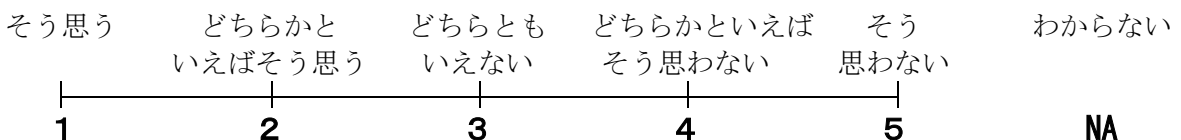
⑧1

(2) あなたの気持ちを親身になって理解しようとした



⑧2

(3) 事件の法律的な説明を、あなたにとってわかりやすくしてくれた



⑧3

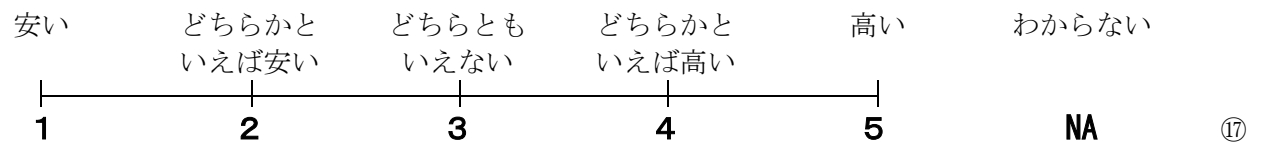
【すべての方にうかがいます。】

問 25 裁判には、弁護士費用や交通通信費をはじめ、いろいろとお金がかかったと思います。費用についての以下の質問にお答えください。

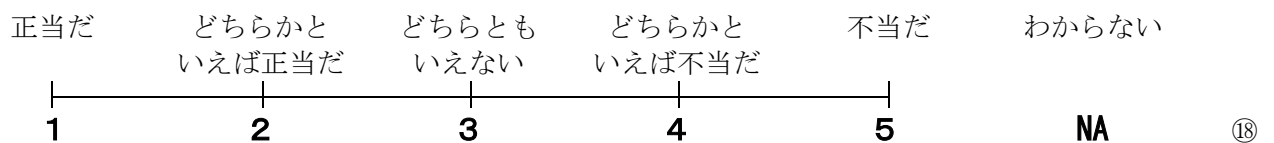
- (1) この裁判であなたご自身は全体でどのくらいのお金を使いましたか（裁判で負けたり和解で取り決めたりして、相手方に払ったお金は除きます）。

- 1 万円くらい使った ⑪
- 2 使っていない ⑫～⑬
- 3 わからない

- (2) その費用を安いと評価しますか、高いと評価しますか。あてはまる程度でお答えください。もっともあてはまるもの1つを選んでください。



- (3) その費用を正当な額だと評価しますか、不当な額だと評価しますか。あてはまる程度でお答えください。もっともあてはまるもの1つを選んでください。



問 26 裁判にかかったお金を弁護士に支払うとき、その内訳の説明を受けましたか。以下の事項についてお答えください。

- (1) 弁護士から費用の請求を受けた際、弁護士費用と裁判所に納める費用の区別について説明を受けましたか（なお、裁判所に納める費用とは、申立手数料・印紙代、鑑定料、証人の旅費日当などを指します）。**もっともあてはまるもの1つ**を選んでください。

- 1 区別について説明を受けた
- 2 区別について説明を受けていない
- 3 費用の請求を受けていない
- 4 わからない

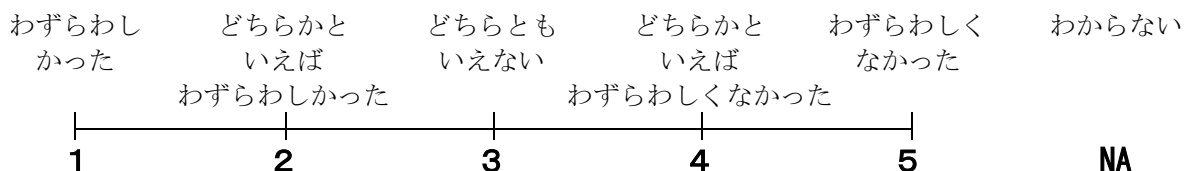
⑱

- (2) 弁護士から費用の請求を受けた際、弁護士報酬と弁護士実費の区別について説明を受けましたか。（なお、弁護士実費とは、旅費、郵便・宅配便代、コピー代などを指します）**もっともあてはまるもの1つ**を選んでください。

- 1 区別について説明を受けた
- 2 区別について説明を受けていない
- 3 費用の請求を受けていない
- 4 わからない

⑳

問 27 裁判にかかわることを、わずらわしいと感じましたか。あてはまる程度でお答えください。**もっともあてはまるもの1つ**を選んでください。



㉑

ここからは、裁判の結果や、その結果へのお考えについてうかがいます。

問 28 地方裁判所での裁判の結果はどのようになりましたか。あてはまるものすべてに○を付けてください。

- 1 判決が出た
- 2 和解（示談）が成立した
- 3 訴えを取り下げた
- 4 その他：内容をご記入ください
()
- 5 わからない

②

「1 判決が出た」に○を付けた方は、問 29 へお進みください。

「1 判決が出た」には○を付けず、
「2 和解（示談）が成立した」に○を付けた方は、21 ページの問 30 へお進みください。

「1」と「2」のどちらにも○を付けていない方は、23 ページの問 32 へお進みください。

【問 28 で「1 判決が出た」に○を付けた方にうかがいます。】

問 29 地方裁判所で判決が出た方にうかがいます。

(1) 判決書を読みましたか。

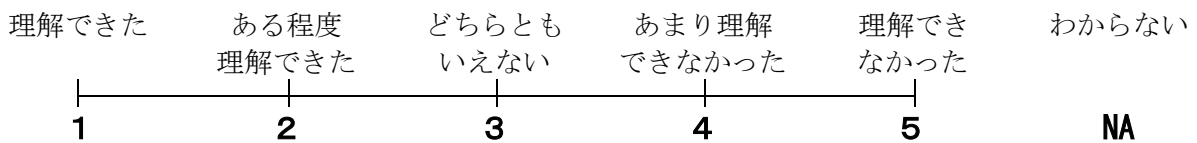
- 1 冒頭の結論（これを主文といいます）のみ読んだ
- 2 結論以外の部分も読んだ
- 3 判決書を読んでいない
- 4 わからない

次ページの(3)へ

③

【(1) で「2 結論以外の部分も読んだ」と答えた方に、判決書のわかりやすさについてうかがいます。】

(2) 判決書は自分で読んで理解できましたか。あてはまる程度でお答えください。
もっともあてはまるもの1つを選んでください。



④

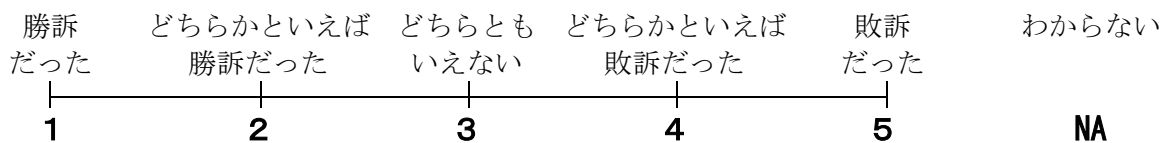
【以下、判決を受けたすべての方にうかがいます。】

(3) 判決書の内容について弁護士は説明してくれましたか。あてはまる程度でお答えください。もっともあてはまるもの1つを選んでください。

- 1 くわしく説明してくれた
- 2 ある程度説明してくれた
- 3 あまり説明してくれなかった
- 4 まったく説明してくれなかった
- 5 わからない

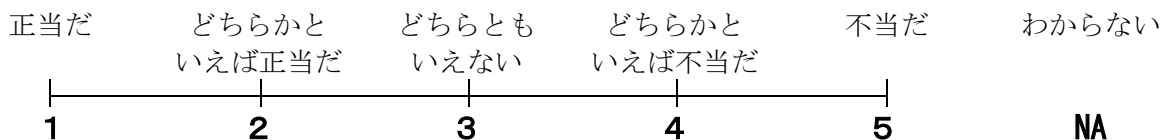
②⑤

(4) 判決の内容はあなたにとって実質的にみて勝訴でしたか、敗訴でしたか。あてはまる程度でお答えください。もっともあてはまるもの1つを選んでください。



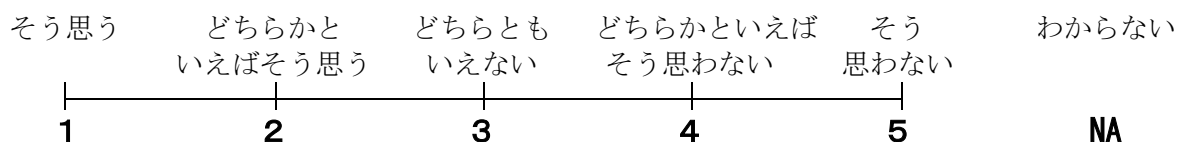
②⑥

(5) 判決の内容をどのように評価しますか。あてはまる程度でお答えください。もっともあてはまるもの1つを選んでください。



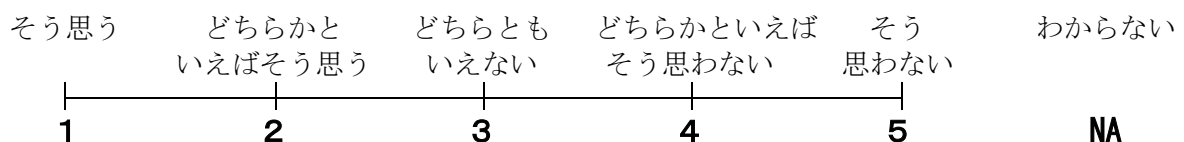
②⑦

(6) 判決の内容は、法律上の権利・義務を踏まえたものだったと思いますか。あてはまる程度でお答えください。もっともあてはまるもの1つを選んでください。



②⑧

(7) 判決の内容は、問題の実情を踏まえたものだったと思いますか。あてはまる程度でお答えください。もっともあてはまるもの1つを選んでください。



②⑨

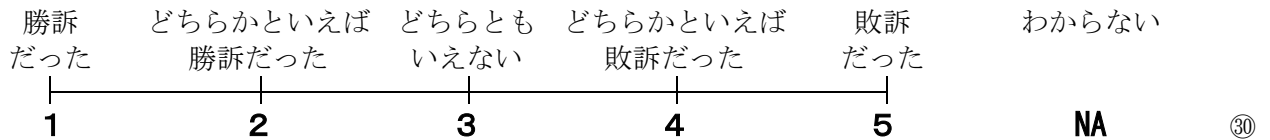
☆ 問 28 で「2 和解（示談）が成立した」にも○を付けた方
⇒ 次ページの間 30へお進みください

上記以外の方 ⇒ 23 ページの間 32へお進みください

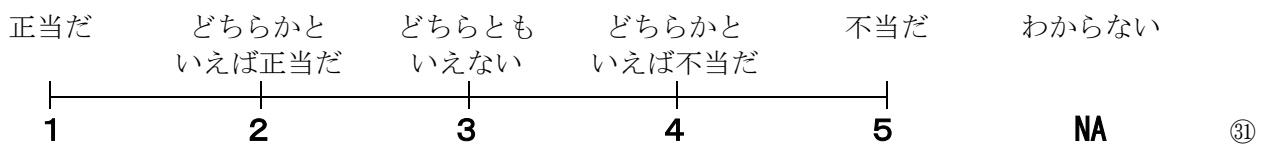
【問 28 で「2 和解（示談）が成立した」に○を付けた方にうかがいます。】

問 30 和解（示談）が成立した方にうかがいます。

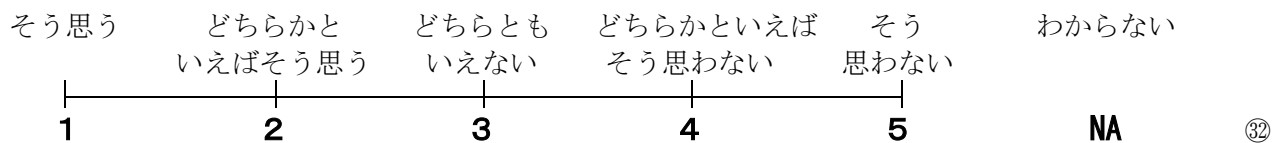
- (1) 和解（示談）の内容はあなたにとって実質的にみて勝訴でしたか、敗訴でしたか。あてはまる程度でお答えください。もっともあてはまるもの1つを選んでください。



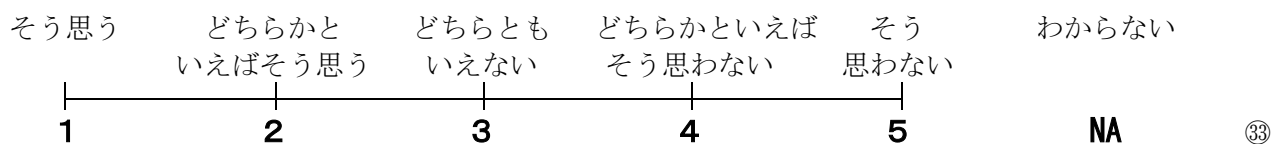
- (2) 和解（示談）の内容をどのように評価しますか。あてはまる程度でお答えください。もっともあてはまるもの1つを選んでください。



- (3) 和解（示談）の内容は、法律上の権利・義務を踏まえたものだったと思いますか。あてはまる程度でお答えください。もっともあてはまるもの1つを選んでください。



- (4) 和解（示談）の内容は、問題の実情を踏まえたものだったと思いますか。あてはまる程度でお答えください。もっともあてはまるもの1つを選んでください。



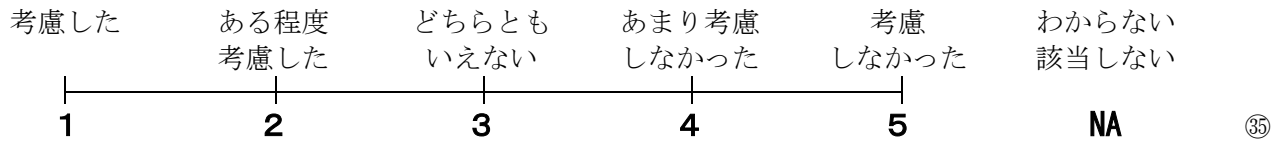
- (5) 和解（示談）の内容については、裁判所で調書に記載してもらいましたか。

- 1 調書に記載してもらった
- 2 調書に記載してもらっていない
- 3 わからない

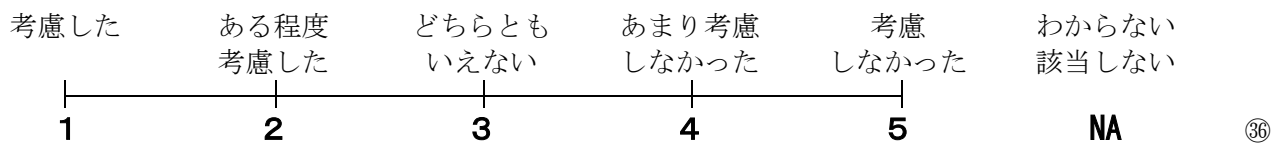
③⑭

問 31 あなたが和解（示談）をした際、以下の事項をどの程度考慮しましたか。あてはまる程度でお答えください。それぞれにつき、もっともあてはまるもの1つを選んでください。該当しない場合は、NAに○を付けてください。

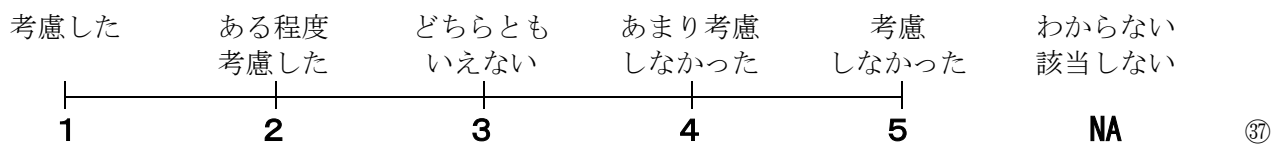
(1) 裁判官からのすすめ



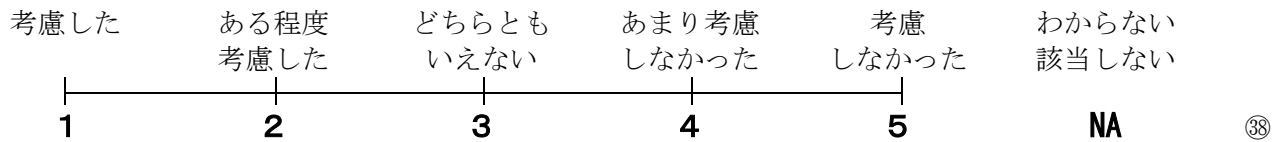
(2) 弁護士からのすすめ



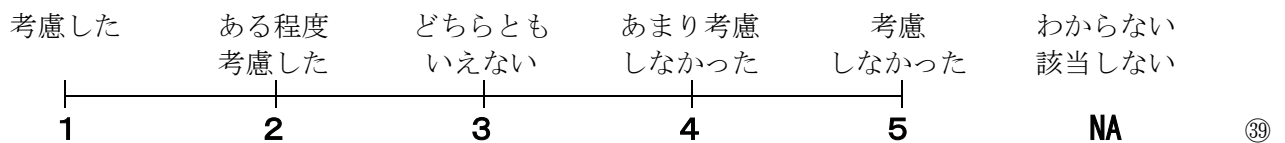
(3) 家族からのすすめ



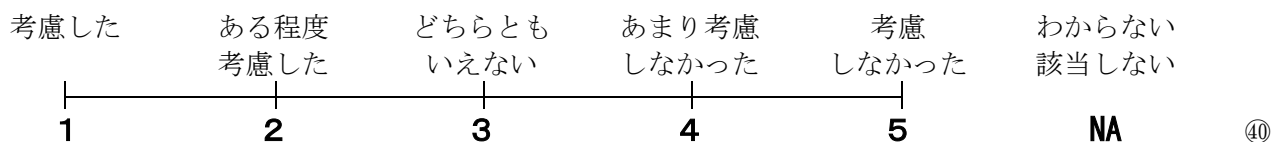
(4) 和解（示談）しないと裁判でさらにお金がかかること



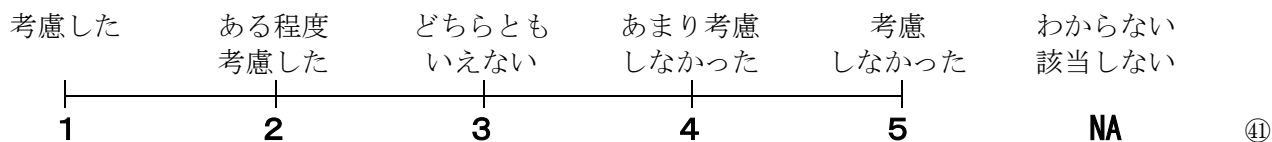
(5) 和解（示談）の内容が納得できること



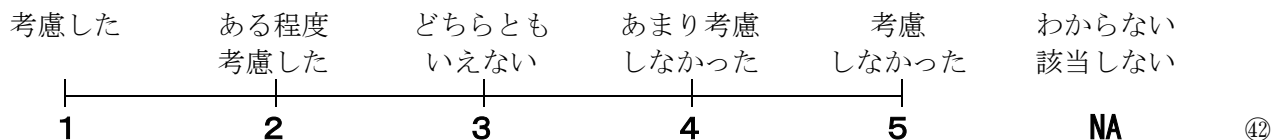
(6) 裁判に疲れたこと



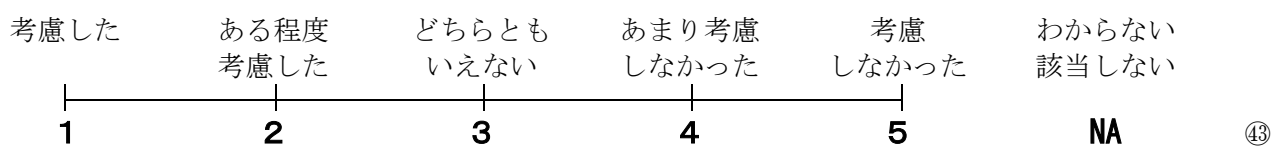
(7) 紛争に早く決着をつけること



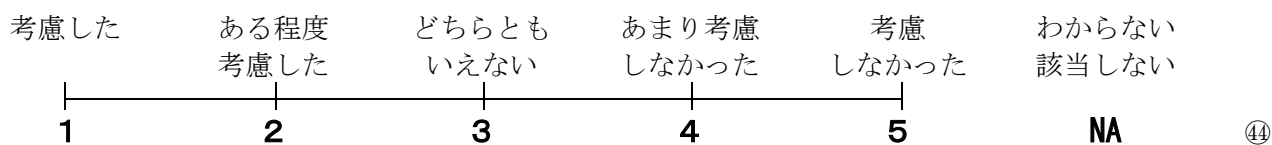
(8) 相手が解決内容にしたがう可能性



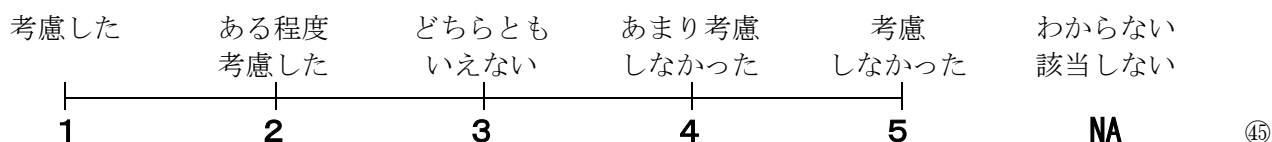
(9) 紛争解決の相場・おとしどころに沿った和解（示談）であること



(10) 裁判が続くことに対する、家族や勤務先・近所の人の受けとめ方

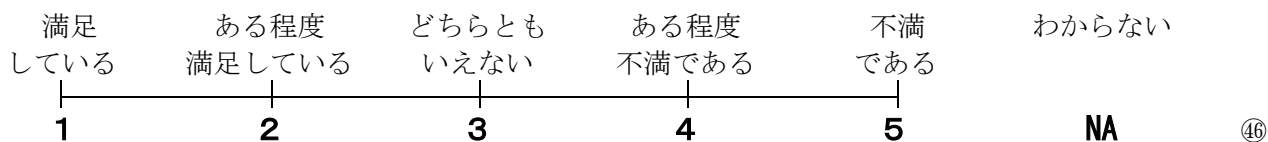


(11) 裁判が続くことにより、家族や勤務先、近所の人に迷惑がかかること



【すべての方にうかがいます。】

問 32 総合的に考えて、今回経験した裁判に満足していますか。もっともあてはまるもの1つを選んでください。



ここからは、裁判の過程全般でのあなたの行動についてうかがいます。

問 33 どのように証拠・証人をさがしたり事実を調査したりしましたか。あてはまるものすべてに○を付けてください。

- 1 自分の独自の判断で、事実や証拠・証人をさがした
- 2 弁護士の指示で、事実や証拠・証人を自分がさがした
- 3 弁護士が、事実や証拠・証人をさがしてくれた
- 4 事実や証拠・証人をさがさなかった
- 5 わからない

④7

「1～3」のうち、いずれか1つ以上に○を付けた方は、問 34 へお進みください。

「1～3」には1つも○を付けていない方は、問 35 へお進みください。

【問 33 で「1～3」のうち、いずれか1つ以上に○を付けた方にうかがいます。】

問 34 あなたやあなたの弁護士が証拠・証人をさがしたり事実を調査したりするのは困難でしたか。あてはまるものすべてに○を付けてください。

- 1 相手方の持っている証拠や事実を調べるのが困難だった
- 2 第三者のもとにある証拠や事実を調べるのが困難だった
- 3 官公署（警察、消防署、役所など）のもとにある証拠や事実を調べるのが困難だった
- 4 証拠や事実を調べることは特に困難でなかった
- 5 証拠や事実をさがす必要がなかった
- 6 その他（内容をご記入ください：)
- 7 わからない

④8

↓（問 35 へお進みください）

【すべての方にうかがいます。】

問 35 法的な主張や請求、反論をするにあたって、あなたはどのようにしましたか。もっともあてはまるもの1つを選んでください。

- 1 弁護士に任せた
- 2 あなたと相談しながら、主として**弁護士が**決めた
- 3 弁護士と相談しながら、主として**あなたが**決めた
- 4 あなたが決めた
- 5 わからない

④9

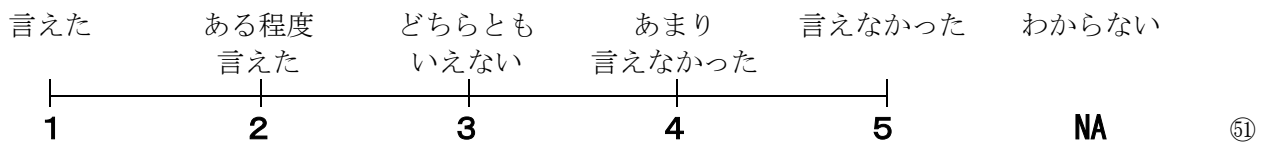
問 36(1) あなたは、裁判所の法廷で裁判官や弁護士から質問を受けて証言しましたか。
 (これを当事者尋問といいます。) もっともあてはまるもの1つを選んでください。

- 1 宣誓をした上で、法廷で証言した
 - 2 宣誓はしないで、法廷で証言した
 - 3 法廷で証言したことはない
 - 4 わからない
- } ⇒ 次ページの間 37 へ
- ⑤0

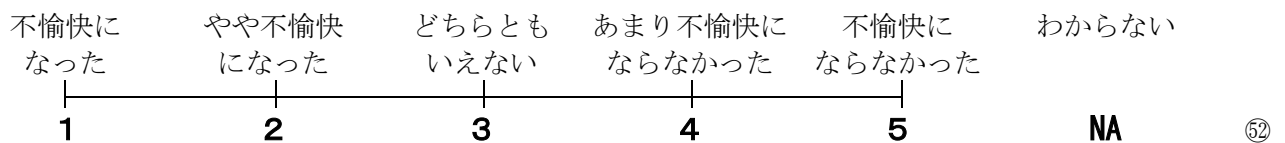
【(1) で「1 宣誓をした上で、法廷で証言した」、または「2 宣誓はしないで、法廷で証言した」と答えた方にうかがいます。】

(2) 法廷での証言についてお答えください。

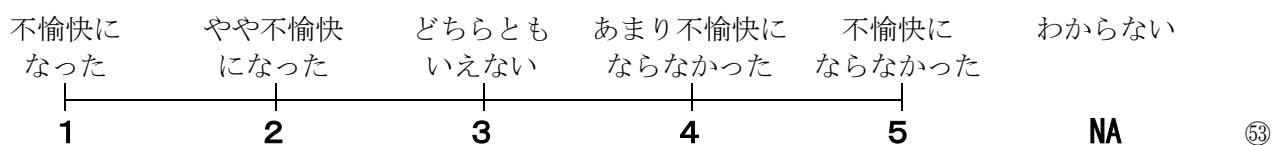
(a) 言いたいことをどの程度言えましたか。もっともあてはまるもの1つを選んでください。



(b) 相手側の質問によって不愉快になりましたか。もっともあてはまるもの1つを選んでください。



(c) 裁判官の質問によって不愉快になりましたか。もっともあてはまるもの1つを選んでください。

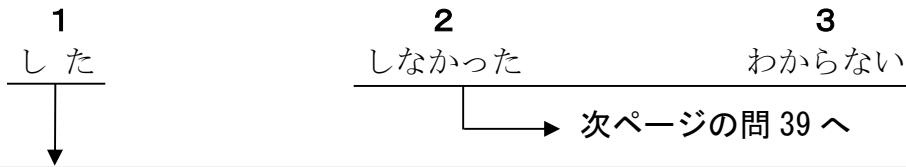


(d) 法廷で証言をする内容について、前もって弁護士の指導を受けましたか。もっともあてはまるもの1つを選んでください。

- 1 指導を受けた
 - 2 指導を受けなかった
 - 3 わからない
- ⑤4

【すべての方にうかがいます。】

問 37(1) 裁判の途中で和解（示談）のための話し合いをしましたか。



55

【(1)で「1 した」と答えた方にうかがいます。】

(2) 和解（示談）のための話し合いはどのようにしましたか。もっともあてはまるもの1つを選んでください。

- 1 弁護士に任せた
- 2 あなたと相談しながら、主として**弁護士**が話し合いをした
- 3 弁護士と相談しながら、主として**あなた**が話し合いをした
- 4 あなたが話し合いをした
- 5 わからない

56

(3) 和解（示談）の話し合いのために、あなたは自分の弁護士と一緒に、以下の事項について事前に検討しましたか。あてはまるものすべてに○を付けてください。

- 1 どこまで譲歩できるか
- 2 どういう判決が出るかの見通し
- 3 相手を説得するための材料
- 4 相手が判決や和解（示談）にしたがわない可能性
- 5 その他（内容をご記入ください：)
- 6 わからない

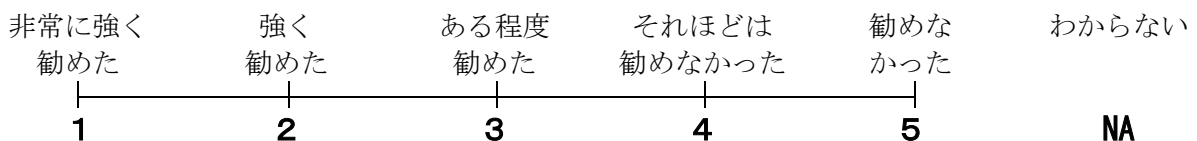
57

(4) 和解（示談）のための話し合いに立ち会ったのはいつでしたか。あてはまるものすべてに○を付けてください。

- 1 立ち会ったことはない
- 2 毎回立ち会った
- 3 和解（示談）のための話し合いをはじめたとき
- 4 和解（示談）のための話し合いの途中の段階
- 5 和解書（示談書）に署名するとき
- 6 その他（内容をご記入ください：)
- 7 わからない

58

問 38 和解（示談）交渉の際に裁判官はどの程度和解（示談）を勧めましたか。あてはまる程度でお答えください。もっともあてはまるもの1つを選んでください。



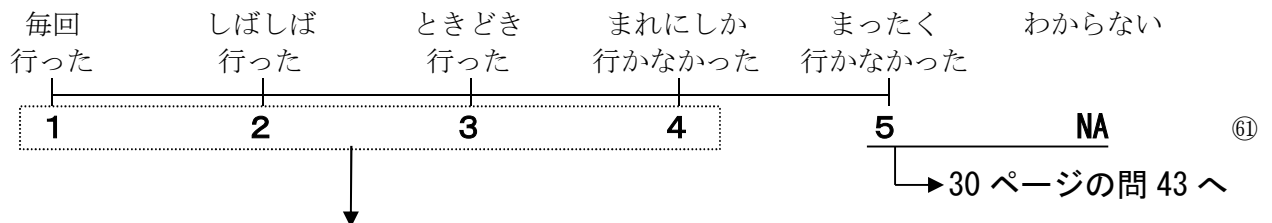
59

【すべての方にうかがいます。】

問 39 裁判の最終結果（判決、和解（示談）など）とその履行（支払いや立ち退きなどの実行）についてうかがいます。もっともあてはまるもの1つを選んでください。

- 1 判決や和解（示談）の内容が現実に履行された
- 2 判決や和解（示談）の内容の一部が現実に履行された
- 3 判決や和解（示談）の内容はまったく履行されていない
- 4 再び話し合っただけで裁判の結果とは別の合意となって履行された
- 5 再び話し合っただけで裁判の結果とは別の合意となったが、その一部しか履行されていない ⑥0
- 6 再び話し合っただけで裁判の結果とは別の合意となったが、まったく履行されていない
- 7 履行されるべき内容がなかった
- 8 その他（内容をご記入ください： _____）

問 40(1) あなたは、この裁判のためにどのくらい地方裁判所に行きましたか（簡易裁判所・高等裁判所・最高裁判所は除きます）。あてはまる程度でお答えください。もっともあてはまるもの1つを選んでください。



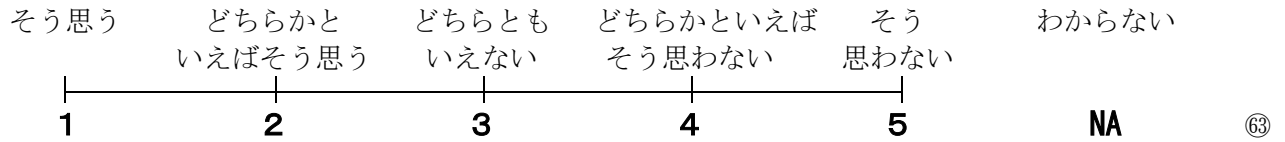
【(1)で「1～4」のいずれかを答えた方にうかがいます。】

(2) あなたが裁判所に行ったのは以下のどれですか。あてはまるものすべてに○を付けてください。

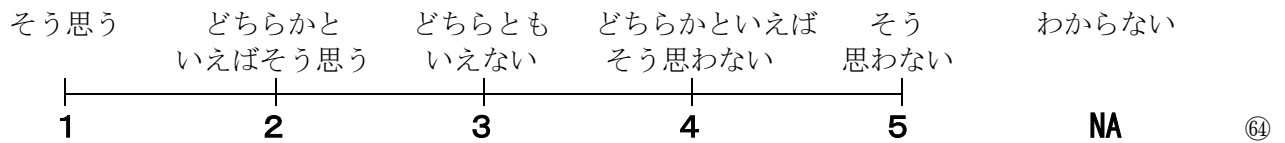
- | | |
|-------------|--|
| 1 初回の審理の日 | 6 相手が証言した日 |
| 2 裁判の初期の段階 | 7 和解（示談）成立の日 |
| 3 裁判の半ばの頃 | 8 判決の日 ⑥2 |
| 4 証人尋問の日 | 9 その他（ _____） |
| 5 あなたが証言した日 | 10 わからない |

問 41 裁判官についてのあなたの総合評価をお聞きします。あてはまる程度でお答えください。途中で裁判官が替わった場合は、もっとも印象に残っている裁判官についてお答えください。それぞれにつき、もっともあてはまるもの1つを選んでください。

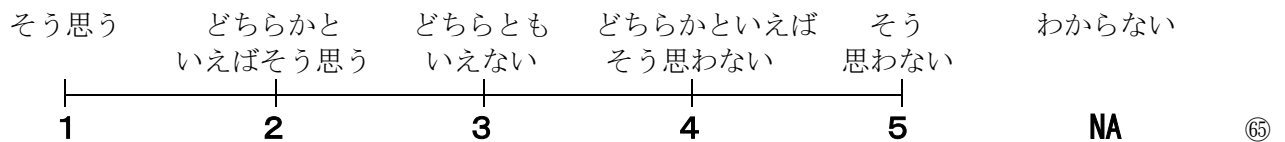
(1) 裁判官はよく話を聞いてくれた



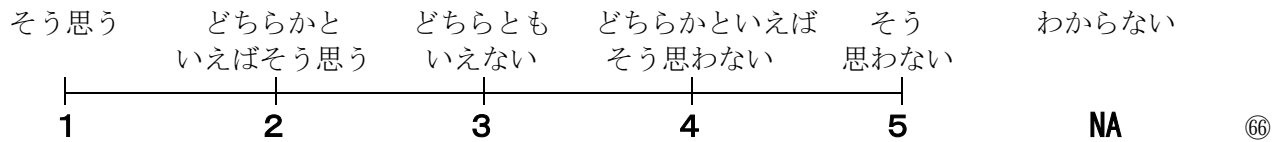
(2) 裁判官は問題とその背景をよく理解していた



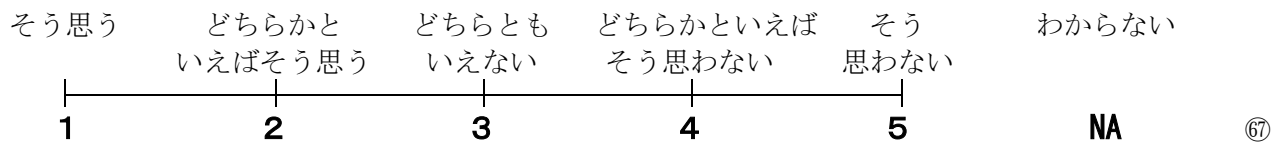
(3) 裁判官の言うことはわかりやすかった



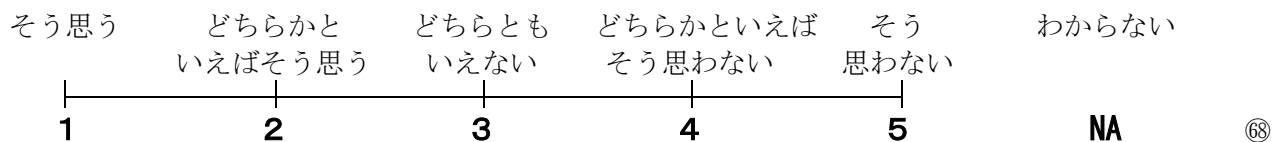
(4) 裁判官は相手方に味方しているように見えた



(5) 裁判官は自分を見下しているようだった



(6) 裁判官の裁判のすすめ方は強引だった



【すべての方にうかがいます。】

問 43 この裁判の相手は、どのような人あるいは組織でしたか。あてはまるものすべてに○を付けてください。

- | | | |
|---------------|------------------|----|
| 1 配偶者・元配偶者 | 6 自分の会社（勤務先） | |
| 2 配偶者以外の家族・親戚 | 7 取引先 | |
| 3 知人・友人 | 8 それまで知らなかった人 | ⑦② |
| 4 近隣の人 | 9 その他：内容をご記入ください | |
| 5 職場の同僚・上司など | () | |

問 44 この裁判の相手との間の問題が、今回の裁判になった経緯を具体的にお書きください。

[記入欄]

⑦③

問 45 この裁判の相手とは、他にも紛争やもめごとをかかえていましたか。

- | | | |
|----------|-----------|----|
| 1 | 2 | ⑦④ |
| かかえていた | かかえていなかった | |

問 46 相手方に対するあなたの評価についてうかがいます。あてはまるものすべてに○を付けてください。

- | | | |
|----------------------------|--|----|
| 1 相手方は犯罪的だ | | |
| 2 相手方は理不尽だ | | |
| 3 相手方の立場は一応理解できる | | ⑦⑤ |
| 4 相手方にも誠意があることがわかった | | |
| 5 相手方とはこの裁判をきっかけに、よい関係を築けた | | |
| 6 その他（内容をご記入ください：) | | |

問 47 この裁判全体をふりかえってお答えください。

(1) 裁判は高齢の方にとって利用しやすいと思いますか、それとも利用しにくいと思いますか。

1 利用しやすい ⇒ 問 48 へ

2 利用しにくい

3 わからない ⇒ 問 48 へ

⑦⑥

【(1)で「2 利用しにくい」と答えた方にうかがいます。】

(2) どのような点で利用しにくいと思いますか。具体的にお書きください。

[記入欄]

⑦⑦

【すべての方にうかがいます。】

問 48 日本の民事裁判制度についてご意見がございましたら、ご自由にお書きください。

[記入欄]

⑦⑧

最後に、あなたご自身についてお教えてください。お差し支えのない範囲でお答えください。

F 1 あなたの生年をお教えてください。西暦または元号を用いてお答えください。

西暦 年

1 明治
 2 大正
 3 昭和
 4 平成

 年

⑪～⑭
⑮
⑯⑰

F 2 あなたの性別をお教えてください。

1
男 性
2
女 性
⑱

F 3 (1) 裁判が始まった当時、あなたの仕事の状況は、次のどれに当たりましたか。もっともあてはまるもの1つを選んでください。

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 1 経営者・役員 2 常時雇用されている正社員・ 団体職員・公務員 3 臨時雇用・パート・アルバイト 4 派遣社員 5 契約社員・嘱託 6 自営業主・自由業者 7 家族従業者 8 内職 </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 9 専業主婦・主夫 10 学生 11 無職：仕事を探していた 12 無職：仕事を探してはいなかった 13 わからない </div>
	⑲ ⑳

次ページ
の F 4 へ

【(1)で「1」～「8」のいずれかを選んだ方にうかがいます。】

(2) 裁判が始まった当時、あなたの仕事の内容は、次のどれに当たりましたか。もっともあてはまるもの1つを選んでください。

1 事務職（経理・営業など） 2 管理職（課長以上の管理職） 3 専門職（研究職・教員・医師など） 4 販売職（デパートの店員など） 5 保安職（警察官・自衛官・守衛など） 6 技術職（歯科助手・スポーツ選手など） 7 サービス職（接客・介護職など）	8 要熟練の生産工程の職（大工・整備工など） 9 機械操作や運輸の職 （工場での機械操作・トラックドライバーなど） 10 単純作業の職（清掃作業など） 11 農林漁業 12 その他 （具体的に：) 13 わからない
	⑳ ㉑ ㉒

【すべての方にうかがいます。】

F 4 裁判が始まった当時、あなたは、それまでに、法律に関わる仕事をした経験がありましたか。あてはまるものすべてに○を付けてください。

- 1 法務部・法務課・法規室など、法律事務に直接関係する部門で仕事をした経験があった
- 2 営業・販売・製造など、通常の仕事を行うなかで、法律に関わった経験があった
- 3 仕事上で法律に関わった経験はなかった
- 4 わからない

⑳

F 5 裁判が始まった当時の、あなたの最終卒業校（在学中の方を含みます）をお教えてください。もっともあてはまるもの1つを選んでください。（専門学校は含めずにお答えください。）

- 1 学校歴なし
- 2 小学校、中学校（旧制高等小学校を含む）
- 3 高等学校（旧制中学、旧制工業・商業・農業学校、高等女学校を含む）
- 4 短期大学、高等専門学校
- 5 大学（旧制高等学校、旧制高等専門学校、師範学校を含む）
- 6 大学院
- 7 わからない

㉑

F 6 裁判が始まった当時、あなたは、それまでに、法律に関する勉強をされた経験がありましたか。もっともあてはまるもの1つを選んでください。

- 1 大学の法学部系の学部あるいは大学院で法律を勉強したことがあった
- 2 大学の法学部系以外の学部あるいは大学院で法律を勉強したことがあった
- 3 大学以外で法律を勉強したことがあった（独学を含む）
- 4 法律を勉強したことはなかった
- 5 わからない

㉒

F 7 裁判が始まった当時、生計を共にされているご家族はあなたご自身を含めて何人でしたか。もっともあてはまるもの1つを選んでください。

- | | |
|-------------|----------------------|
| 1 一人（あなただけ） | 4 四人 |
| 2 二人 | 5 五人 |
| 3 三人 | 6 六人以上（ 人） |

㉓

㉔㉕

F 8 裁判が始まった当時、生計を共にされているご家族（単身の場合はあなたご自身）の収入（世帯収入）は全部でどのくらいでしたか。1年間の税込みでお答えください。もっともあてはまるもの1つを選んでください。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1 なし | 6 750万円～1000万円未満 |
| 2 70万円未満 | 7 1000万円～1250万円未満 |
| 3 70万円～250万円未満 | 8 1250万円～1500万円未満 |
| 4 250万円～500万円未満 | 9 1500万円以上 |
| 5 500万円～750万円未満 | |

㉖

F 9 裁判が始まった当時、生計を共にされているご家族（単身の場合はあなたご自身）を含めて、固定資産（土地・建物）、預金・株券などの総資産は、金銭換算でどのくらいお持ちでしたか。なお、ローンの残金がある場合は、それを差し引いてお答えください。もっともあてはまるもの1つを選んでください。

- | | | |
|-------------------|-------------------|---|
| 1 なし | 6 3000万円～5000万円未満 | |
| 2 250万円未満 | 7 5000万円～7000万円未満 | ⑩ |
| 3 250万円～500万円未満 | 8 7000万円～1億円未満 | |
| 4 500万円～1000万円未満 | 9 1億円以上 | |
| 5 1000万円～3000万円未満 | | |

F 10 裁判が始まった当時、あなたのご住所から、この裁判が行われた地方裁判所までは、どのくらいの時間がかかりましたか。あなたが通常使う交通手段でお答えください。もっともあてはまるもの1つを選んでください。

- | | | |
|--------------|--------------|---|
| 1 30分未満 | 4 1時間半～2時間未満 | |
| 2 30分～1時間未満 | 5 2時間～3時間未満 | ⑪ |
| 3 1時間～1時間半未満 | 6 3時間以上 | |

※ このアンケートの対象となっている事件について、後日、このアンケート調査を行っている研究グループの研究者が直接お会いして、さらにくわしくお話をおうかがいするとすれば、ご協力いただけますか。
インタビュー調査は、今回のアンケート調査だけではどうしても明らかにしにくい、裁判の具体的な経緯や民事訴訟制度についてのくわしいご意見などをうかがうために行うものです。

1
協力してもよい

2
協力できない

⑫

「協力してもよい」と回答された方は、このアンケート用紙に同封されている「インタビュー調査にご協力いただける方 連絡用葉書」の「 インタビュー調査に協力してもよい」の□欄にチェック（✓）し、お名前・ご住所・お電話番号をご記入の上、めかくしシールを貼って、このアンケート用紙とは別にご投函ください。

- ・連絡用葉書をご投函いただかなかった方にはお願いいたしません。
- ・連絡用葉書をお送りくださったすべての方に調査をお願いするわけではございませんので、あらかじめご了解ください。
- ・インタビュー調査をお願いする方には、連絡用葉書にご記入いただいたご連絡先に後日改めてご連絡さしあげます。

◎質問は以上です。長時間にわたりご協力いただき、ありがとうございました。

ご記入いただきましたアンケート用紙は、同封の返信用封筒に入れて、2月23日(金)までにご投函くださいますようお願い申し上げます（切手は不要です）。

◎ご協力いただきましたお礼として、クオカード（2,500円分）をご用意しております。
また、謝礼品はご不要という場合には、謝礼品相当額を「赤い羽根共同募金」に寄付いたします。

★ 謝礼品については、いかがいたしますか。
（〇がない場合には、謝礼品を送付いたします。）

- 1 謝礼品を送付してほしい
- 2 「赤い羽根共同募金」に寄付してほしい

③③

◎他にご意見・コメント等がございましたら、下の枠内にご自由にお書きください。

③④

司法についての意識調査
(民事裁判経験者の皆さまへのアンケート調査)

